

## 「滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）」原案について

### 1 策定の趣旨

本県では、文化振興条例（平成 21 年 7 月施行）に基づき、文化振興施策の総合的・効果的な推進を図るため、総合的・長期的な目標や施策の方向などを定めた滋賀県文化振興基本方針を平成 23 年 3 月に策定した。この方針に基づき、3つの方向と 8つの重点施策を定めて取組を進めているが、平成 27 年度をもって現方針の期間が終了する。

この間、文化を取り巻く社会経済情勢は、東日本大震災の発生や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など大きく変化しており、また、本県においても人口減少局面に入ったと推測されることや、「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定されたことなど、文化行政を巡る状況も変化してきている。

このため、環境の変化や現行方針に基づく成果と課題を踏まえ、今後 5 年間の文化振興の理念や基本的な施策の方向などを定めた新たな基本方針を策定することとし、昨年度から、滋賀県文化審議会での議論を軸に、市町や関係団体、県民等の意見を聴きつつ検討を進めてきた。

### 2 策定の経緯

|                 |                                             |
|-----------------|---------------------------------------------|
| 平成 27 年 2 月 2 日 | 文化審議会第 12 回会議（滋賀県文化振興基本方針(第 2 次)の策定について：諮問） |
| 3 月～7 月         | 文化団体等との意見交換                                 |
| 6 月 17 日        | 文化審議会第 13 回会議（次期方針の骨子について）                  |
| 6 月～11 月        | 県民対話事業                                      |
| 9 月 15 日        | 文化審議会第 14 回会議（次期方針の素案の構成について）               |
| 10 月 6 日        | 常任委員会報告（次期方針の素案の構成について）                     |
| 10 月            | 市町、文化団体等との意見交換                              |
| 12 月 1 日        | 文化審議会第 15 回会議（次期方針の答申案について）                 |
| 12 月 25 日       | 審議会答申                                       |

### 3 今後のスケジュール

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 平成 28 年 1 月 25 日 | 県民政策コメント（1 ヶ月間）         |
| 3 月中旬            | 常任委員会報告（県民政策コメント結果について） |
| 下旬               | 策定・公表                   |

## 「滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）」原案【概要版】

### I 方針の位置づけ

#### 1 方針の位置づけ

滋賀県文化振興条例に基づく本県の文化振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の指針

#### 2 方針の期間：平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間

### II 滋賀の文化に関する現状と課題

#### 1 滋賀の文化環境

#### 2 滋賀県の文化行政の主な変遷

#### 3 社会情勢の変化

##### (1) 国の文化政策の動向

- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（H24.6）
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針：H27.5）

##### (2) 東日本大震災の発生

- ・文化芸術の果たす役割と意義

##### (3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定

- ・「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想について」（H27.7）

##### (4) 県の文化行政を取り巻く変化

- ①人口減少社会の到来
- ②外国人観光客の増加
- ③「滋賀県基本構想」および「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」の策定
- ④日本遺産の認定
- ⑤新生美術館の取組

#### 4 各分野の現状と課題

##### (1) 創造性豊かな芸術活動について

- ・文化ホールや文化団体等との連携
- ・東京オリパラの文化プログラムに向けた民間団体や市町との連携・協働

##### (2) 地域において継承されてきた文化的資産について

- ・質、量ともに豊富な文化財や自然との共生の中で育まれてきた伝統文化
- ・人口減少局面を迎える中で、次世代への継承と地域づくり

##### (3) 魅力ある風景について

- ・重要文化的景観や重要伝統的建造物群保存地区など魅力ある景観を活用した取組

##### (4) 文化活動の場について

- ・公立文化施設の整備による事業展開（人口当たりの施設数全国 7 位）
- ・学校、商業施設等、文化施設以外の文化活動の場の充実 ・施設間の連携した情報発信や多言語化対応

##### (5) 文化に関する情報について

- ・インターネットを活用したサイト整備による環境整備 ・多様な媒体を活用した発信手法の検討

##### (6) 文化に関する交流について

- ・現代美術を活かした地域での取組やアール・ブリュットの広がり
- ・地域文化の独自性・固有性を保ちつつ、活用・発信による交流促進

##### (7) 産業の分野との連携について

- ・文化と観光、伝統産業等との連携と発信

##### (8) 高齢者、障害者等の文化活動について

- ・誰もが等しく文化・芸術に触れられる環境づくり ・福祉分野との連携による活動の促進

##### (9) 青少年の文化活動について

- ・子どもや青少年の鑑賞機会などの提供

(10) 学校教育における文化活動について

- ・体験学習や連携授業等による本物の文化芸術に触れる機会の提供

(11) 文化の継承・発展を担う人材について

- ・若手芸術家等の育成、支援
- ・文化ボランティア、コーディネーターの育成

### Ⅲ 基本目標

1 滋賀が目指す将来の姿

多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

2 基本目標（5年後）

～滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿～

- 滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく
- 地域の交流が深まり、文化を大切にする気運が盛り上がる
- 本物の文化に触れ、創造性豊かな子ども・若者が育まれている
- 滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、新たに創造される芸術文化などと合わせて文化力が高まる

### Ⅳ 文化振興施策の柱と重点施策

1 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

【重点施策1】文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信

- ①観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用
- ②魅力ある文化的資産の発信・交流の促進
- ③芸術創造の促進

【重点施策2】地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用

- ①滋賀ならではの文化的資産の発掘
- ②滋賀ならではの文化的資産の保存と活用

2 未来の文化の担い手の育成

【重点施策3】子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実

- ①子ども・若者向け公演・展示などの拡充
- ②地域における文化体験学習の充実
- ③学校教育における文化体験学習の充実
- ④教員を対象とした文化研修機会の充実

【重点施策4】若手芸術家等の育成・支援

- ①若者の文化活動の促進
- ②若手芸術家、伝統文化伝承者などの育成・支援
- ③顕彰制度の充実
- ④若手芸術家などの活動情報の収集および発信支援

【重点施策5】文化活動を支える人材（アートマネージャーなど）の育成・支援

- ①文化活動を支える専門人材の育成・支援
- ②文化ボランティアの育成
- ③教員を対象とした文化研修機会の充実(再掲)

### 3 県民の主体的な文化活動の促進

#### 【重点施策6】新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進

- ①幅広い県民が参加できる多彩な事業展開の推進
- ②文化芸術の力を活かした若者の交流機会の創出

#### 【重点施策7】「美の滋賀」づくりの推進

- ①滋賀の美の魅力を県民自らが伝える舞台づくり
- ②新生美術館を核とした地域や現場との交流と県内外への発信

#### 【重点施策8】自立的な文化活動の促進

- ①文化団体の自立的な活動の促進
- ②文化ボランティア活動の促進
- ③企業などによる文化活動支援の促進
- ④後援、顕彰などの推進

#### 【重点施策9】文化活動の環境の整備

- ①県内文化施設のネットワーク化による有効活用
- ②文化活動の場の拡充(文化施設以外の場所)
- ③障害者、高齢者、子育て中の保護者などの文化活動の充実
- ④情報の発信・取得の環境整備の推進

## V 推進体制

- 1 多様な主体(民間団体など(文化団体、企業、大学など)、文化施設、市町、国、他の地方公共団体など)との連携・協働
- 2 県の体制
- 3 滋賀県文化審議会各部会の役割および今後の取組方向
- 4 財源の確保

# 滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）

～文化で滋賀を元気に！～

（原案）

平成 2 8 年（2 0 1 6 年）1 月

滋 賀 県

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| I. 滋賀県文化振興基本方針の位置付け等 | P 1 |
| II. 滋賀の文化に関する現状と課題   | P 2 |
| III. 基本目標            | P14 |
| IV. 文化振興施策の柱および重点施策  | P16 |
| V. 推進体制              | P39 |

## **I. 滋賀県文化振興基本方針の位置づけ等**

### **1. 滋賀県文化振興基本方針の位置づけ**

文化は、感性や創造力を育むとともに、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となるなど、地域社会の発展に欠かせないものであり、今、心の豊かさや人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増してきています。

こうしたことから、滋賀県では、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を、平成 21 年 7 月 23 日に施行しました。

「滋賀県文化振興基本方針（以下「文化振興基本方針」という。）」は、文化振興条例第 4 条に基づき策定するもので、文化振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することにより、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することを目的としています。

### **2. 文化振興基本方針の期間**

この文化振興基本方針は、滋賀が目指す将来の姿を見据えた、5 年間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）の方針とし、今後の諸情勢の変化を踏まえ必要に応じ変更します。

### **3. 文化振興基本方針が対象とする文化の範囲等**

#### **（1）文化の対象分野**

文化振興条例における、第 3 章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化等）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、教育、福祉、産業等の分野との関連施策も含めています。

#### **（2）文化活動の範囲**

文化活動には、「創作」だけでなく、「鑑賞」「保存・継承」「支援」なども含みます。

## Ⅱ. 滋賀の文化に関する現状と課題

### 1 滋賀の文化環境

私たちのふるさと滋賀は、県の約6分の1を占める母なる琵琶湖を中心に、広大な田園や緑豊かな山並などが取り巻く穏やかな環境の中で、自然と共生する文化が育まれてきました。

同時に、本県は日本列島のほぼ中央に位置し、歴史上重要な舞台となってきました。古代においては、畿内から国内への文化波及や若狭経由の大陸文化の導入に大きな役割を果たし、7世紀には大津に都が置かれるなど、我が国の文化の重要な役割を担ってきました。中世以降は東海道、中山道、北国街道など主要街道の結節点として物資流通の拠点となり、人、もの、情報が行き交う日本の回廊というべき様相を呈していました。

こうした地理的条件もあって、彦根城、安土城跡、紫香楽宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五個荘の伝統的な町並や長浜曳山まつり、信楽焼など、地域の文化財が京都や奈良などに次いで豊富であり、県内それぞれの地域が伝統行事などとともに大切にし、継承してきたという特徴があります。

また、独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性などが培われ、初代遣隋使の小野妹子、遠く東北や北海道へ商品や文化を運び地域経営を行った近江商人、日本の陽明学の開祖で近江聖人として知られる中江藤樹など、多くの先人が新しい時代を切り拓く先駆者として大きな業績を残してきました。

近年では、京阪神や中京という大都市圏に近接する地理的条件と相まって、第2次産業の構成比が高い内陸工業県という社会的特性を有しており、国内外から転入してきた住民、特に若者の比率が増えたことに加えて、県立図書館、近代美術館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなど特色ある文化施設の整備とともに、企業の立地、県立大学や芸術系大学をはじめ様々な専門分野の大学による知的財産の蓄積など、文化を支える基盤整備が進み、県民の文化活動が活発になってきました。

さらに、経済のグローバル化や、情報通信、輸送技術の高度化により、多様な人々や国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え、新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形づくっています。

一方、平成26年10月1日現在の本県の人口（推計値）は前年比較で48年ぶりの減少となり、既に人口減少局面に入っていると推測されるため、人口減少に歯止めをかけながら地域の伝統文化を保存・継承し、活かすことをはじめ、文化の力でより豊かな滋賀をつくっていく必要があります。

## 2 滋賀県の文化行政の主な変遷

滋賀県は、戦後まもない昭和 29 年に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和 47 年には、「文化の幹線計画」を策定し、その後、文化芸術会館、図書館、近代美術館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなどの文化施設を順次整備してきたところです。

また、昭和 46 年から芸術祭を、昭和 51 年から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。

昭和 51 年には「湖と文化の懇話会」、平成 2 年には「淡水文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成 13 年には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成 13 年に文化芸術振興基本法が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進などが課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成 18 年に学識経験者などによる委員会を設置し、平成 19 年に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。

この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。

その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成 21 年 7 月に、文化振興条例を制定しました。また、この条例に基づき平成 23 年 3 月に策定した文化振興基本方針に沿って、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

| 年度    | 文化行政の主な変遷                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和29年 | 滋賀会館開館                                                                                                      |
| 昭和36年 | 琵琶湖文化館開館                                                                                                    |
| 昭和46年 | 第1回県芸術祭開催                                                                                                   |
| 昭和47年 | 文化の幹線計画<br>→S50～S63 文化芸術会館開館、H10 びわ湖ホール開館<br>S55図書館、S59近代美術館、S63文化産業交流会館、<br>H2陶芸の森、H4安土城考古博物館、H8琵琶湖博物館     |
| 昭和51年 | 湖と文化の懇話会（～S52）<br>第1回県文化賞贈呈                                                                                 |
| 昭和54年 | 文化の屋根委員会（～S60）                                                                                              |
| 昭和59年 | 滋賀県立近代美術館開館                                                                                                 |
| 昭和63年 | 滋賀県立文化産業交流会館開館                                                                                              |
| 平成2年  | 淡海文化を考える懇話会（～H3）                                                                                            |
| 平成4年  | 滋賀県立安土城考古博物館開館                                                                                              |
| 平成5年  | 「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定                                                                                |
| 平成10年 | 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール開館                                                                                            |
| 平成12年 | 滋賀県文化創造懇話会（～H13）                                                                                            |
| 平成13年 | 「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定<br>（国において文化芸術振興基本法が制定）                                                                |
| 平成16年 | 「県立文化芸術会館のあり方について」公表                                                                                        |
| 平成18年 | 5文化芸術会館廃止（4館→市移管、1館→しが県民芸術創造館）<br>指定管理者制度導入（びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など）<br>滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会（～H19） |
| 平成19年 | 「滋賀の文化振興のあり方」提言（滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会）                                                                       |
| 平成20年 | 琵琶湖文化館休館                                                                                                    |
| 平成21年 | 県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定<br>7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行                                                                |
| 平成23年 | 3月「滋賀県文化振興基本方針」策定                                                                                           |
| 平成24年 | 「美の滋賀」発信懇話会提言                                                                                               |
| 平成25年 | 滋賀会館閉鎖<br>「新生美術館基本計画」策定                                                                                     |
| 平成27年 | しが県民芸術創造館廃止（草津市移管）                                                                                          |

### 3 社会情勢の変化

#### (1) 国の文化政策の動向

平成 24 年（2012 年）6 月に公布・施行された「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」により劇場、音楽堂等の意義や役割が位置付けられ、同法に基づく指針（「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」）では、劇場、音楽堂等の設置者または運営者には、実演芸術団体や大学等と連携・協力し、研修その他の機会を設けることにより、事業を行うために必要な専門的能力を有する人材を招請することが求められています。

また、平成 27 年（2015 年）5 月 22 日に閣議決定された文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）では、平成 32 年度（2020 年度）までの 6 年間で対象期間として 5 つの重点戦略が打ち出されるとともに、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿が明示されました。

本県においても、このような国の動向を踏まえて文化振興施策を進めていく必要があります。

#### (2) 東日本大震災の発生

東日本大震災後においては、様々な文化芸術団体や芸術家、文化財・美術関係団体、文化財の専門家等が被災地に赴いて、文化芸術の力を活用した復興支援を行ったり、文化財等の救出活動等が進められてきているという新たな状況がある。

これまでのこうした取組を通じては、「文化芸術が被災者にとって、復興に向けて前向きに生きていく原動力となった」、「地域の民俗芸能をいち早く復興させたことが地域コミュニティの再構築につながった」、「被災文化財等の救出を通じて、「地域のたから」のありがたさを実感し、地域のアイデンティティの意義を再認識した」等の報告がなされている。（平成 24 年 8 月 30 日文化審議会第 10 期文化政策部会第 4 回資料「最近の諸情勢に対応した文化政策の在り方等について（提言集）～文化芸術の力による東日本大震災からの創造的復興と日本再生～」より）

このように、東日本大震災を機に改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっています。

#### (3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定

平成 32 年（2020 年）のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定しました。

文化庁では平成 27 年 7 月に「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想に

ついて」を公表し、東京オリンピック・パラリンピックではスポーツの祭典とともに、文化の祭典として史上最大の文化プログラムに取り組む方針を明確にし、全国津々浦々で魅力ある文化プログラムを展開し、国内外の人々を日本文化で魅了したいという考えを示しました。

本県でも文化プログラムを通じて本県文化の魅力を国内外に発信し、交流の輪を広げ、地域の活性化につなげるため、市町や関係機関・団体、県民とともに取組を進めていく必要があります。

#### (4) 県の文化行政を取り巻く変化

##### ①人口減少社会の到来

滋賀県においても、これまで増加傾向にあった人口が2014年（平成26年）10月1日時点で48年ぶりに減少し、人口減少局面に入ったと推測されます。

人口減少社会では、農山村地域の過疎化の進展、空き家の増加による景観の悪化、消費の減少による経済活力の低下、地域コミュニティの希薄化・弱体化、地域文化の伝承が困難になることなど、様々な問題が起こることが懸念されています。

こうしたことから滋賀県では、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀を築いていくため、平成27年10月に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定しました。

##### ②外国人観光客の増加

日本の訪日外国人旅行者数は、2012年（平成24年）の約836万人から2013年（平成25年）には約1,036万人と大きく飛躍し、初めて1,000万人を超えました。2014年（平成26年）にはさらに1,300万人に達し、今後も東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントの開催により増加が見込まれています。

滋賀県でも2013年（平成25年）の外国人延観光入込客数は約19万6千人で、前年比39.1%増となっています。

これから2020年に向け、訪日外国人観光客の増加が見込まれる中で、情報発信や施設の多言語化対応などの対応が求められています

##### ③「滋賀県基本構想」および「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」の策定

滋賀県では、平成27年度からの県政経営の総合的な指針であり、また、県民、関係団体、企業、行政が共有する将来ビジョンでもある滋賀県基本構想「夢や希望に満ち

た豊かさ実感・滋賀」を平成27年3月に策定しました。

この基本構想では、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げ、県民の皆さんとともに、「新しい豊かさ」を追求していこうとしています。

また、基本構想の重点政策編の6「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造」の目指す方向の実現に向け、平成36年度（2024年度）までに県として戦略的に取り組む施策の指針として、「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」が策定されました。

#### ④日本遺産の認定

文化庁は平成27年に日本遺産を公表し、滋賀県からは「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が認定されました。

日本遺産は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的とされており、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化などにも貢献するものです。

今後は、認定された日本遺産を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることが求められています。

#### ⑤新生美術館の取組

滋賀の豊富な美の資源を活かし、県の魅力と住み心地の向上を図るため、平成23年度に「美の滋賀」発信懇話会と3つの検討委員会を設置し、その中でいただいた提言を踏まえ、滋賀の美の魅力に触れる機会や場を提供し、地域や現場と交流しながら「美の滋賀」を内外に発信する拠点として新生美術館の整備を進め、平成31年度までのオープンを予定しています。

新生美術館では、近代美術館が収蔵する近代・現代美術に加え、全国に誇るべき質・量ともに優れた神と仏の美、国内外で注目されているアール・ブリュットを柱に、過去から現在までの多様な滋賀の美の財産を将来に引き継ぎ、守り、発信するとともに、県民生活の満足度の向上、次世代の育成、共生社会の実現、経済の振興、地域の活性化、さらに今、最も必要とされている、地域や人をつなぐ取組として推進していきます。

#### 4 各分野の現状と課題

##### (1) 創造性豊かな芸術活動について

滋賀県には 24 の市町文化協会または地域別文化団体があり、各協会を構成する単位団体の総数は約 1,000 団体、会員総数は約 18,000 人となっています。また、主な県域の文化団体は 27 団体あり、その構成団体の総数は約 400 団体、会員総数は約 5,300 人と、多くの県民が多様な文化活動を行っています。（平成 26 年度調査）

また、滋賀県芸術文化祭の一環として、文化団体が中心となって美術展覧会、写真展覧会、文学祭が長年開催されてきており、民間団体や市町などが主催する参加事業を含め参加者数が約 42 万人（平成 26 年度）であるなど、県民の芸術活動が活発に行われています。

一方、県立文化施設においても創造性豊かな芸術活動の促進が行われ、びわ湖ホールにおける優れた舞台芸術公演や、近代美術館における企画展示、陶芸の森における若手陶芸家への創作活動の場の提供など、各施設において特色ある事業が展開されています。

さらに、芸術系専門課程を有する高校・大学や、企業、NPOなどによって、芸術家の育成や芸術創造活動の支援など様々な取組が行われており、県民の創造性豊かな活動の促進に貢献しています。

2020 年オリンピック・パラリンピックの文化プログラムに向け、県民の芸術活動がより一層活発になるよう、民間団体、市町などと連携・協働しながら、これまでの取組を拡充し、効果的に進めていくことが必要です。

##### ※ 文化団体とは

市町の文化協会、文化連盟、分野ごとに組織された県域の文化組織、演奏団体、劇団、作家集団、文化財保護・活用団体、景観保全組織、各種の支援組織など、地域や県域で文化活動を行う各種の団体とします。組織形態は任意団体、NPO法人、社団法人など様々です。

##### ※ 文化施設とは

文化ホール、美術館、博物館、図書館、公民館、コミュニティセンターなど文化活動が行われている施設とします。

##### (2) 地域において継承されてきた文化的資産について

滋賀県は、国宝彦根城など重要文化財の件数は 818 件で全国第 4 位であるなど、質・量ともに誇るべき文化財を保有しています。

また、琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた暮らしの中で、地域において大切に継承されてきた地域行事、祭り、郷土料理などの伝統文化も数多くあります。

さらに、社会への貢献や人間関係を大切にしてきた近江商人の生活信条など、現代の

人々が学ぶべき示唆と教訓に満ちた独自の文化があります。

これらの文化的資産は県民共有の財産であり、全国に誇りうる地域の宝ですが、身近にありながら、県民自身の認識が高いとは言えません。

人口減少局面を迎える中で、守り手である所有者や保護団体の抱える課題を把握し、貴重な文化的資産を再認識し、次の世代へ継承するため適正な管理を行うとともに、これらに親しむ機会の充実や、地域づくりをはじめ幅広い分野で活用・発信することなどが求められています。

### **(3) 魅力ある風景について**

滋賀では、琵琶湖を田園や山並などが取り巻く穏やかな自然や、古代から交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた地理的条件などを背景として、人々の生活とともに滋賀ならではの風景が形成されてきました。

重要文化的景観に全国で初めて選定された「近江八幡の水郷」や、日本の棚田百選に選定された高島市畑の棚田、大津市坂本、東近江市五個荘金堂などの重要伝統的建造物群保存地区など、魅力ある風景が継承されています。

一方、近代化していく中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり滋賀の風景が変貌し、ふるさとのよさが失われつつあります。

滋賀固有の風景は、それぞれの地域に根差した生活文化そのものを反映して今に息づいており、私たちに安らぎを与え、ふるさととして心のよりどころとなるものであることから、大切な宝として、県民、市町、県などさまざまな主体が連携・協働して、次の世代へ引き継いでいくとともに、魅力ある景観を活用した取組を推進する必要があります。

### **(4) 文化活動の場について**

#### **①文化施設について**

県では、県民が多彩な文化・芸術に身近に触れ、親しめるように、県立図書館、近代美術館、文化産業交流会館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなどの文化施設を順次整備し、特色ある事業を展開しています。

民間や市町においても、文化施設の整備が行われ、公民館やコミュニティセンターなどを中心とした草の根活動や民間の美術館、ギャラリーなどでも特色ある事業が展開されています。

現在、市町立図書館は県内に48館あり（他、財団立1館）、県立・市町立の図書館の連携により、県民一人当たりの年間貸出冊数および蔵書数は、全国1位となっています。

また、公立文化施設（ホール）は41施設あり、人口当たりの施設数では全国7位と

なっています。

文化施設は、県民の鑑賞機会の提供、創作活動、参加支援活動に加え、地域における文化活動の拠点となるなど社会的な意義や役割は大変大きいことから、今後とも、その機能が発揮できるよう、県民ニーズを踏まえつつ、施設間の連携など工夫を加えながら着実に事業を展開していく必要があります。

また、今後増加が予想される訪日外国人観光客への対応に向け、施設間の連携した情報発信や多言語化対応が必要とされています。

## ②文化施設以外の活動場所

各種民間団体、市町などの主体的な取組により、公園、病院、大学、商業施設、民家、社寺など様々な場所において、県民の文化活動の発表や鑑賞機会の提供が行われています。

また、文化施設から学校、商業施設などへ出向いて、舞台芸術公演や作品展示などを行うアウトリーチ活動（芸術普及活動）も頻繁に行われています。

このように、様々な場所で行われている文化活動について、民間団体および市町の果たす役割が大きいことから、多様な主体が連携・協働しながら、まちかど等を含めた文化活動の場の充実を図ることが必要です。

## 〔5〕文化に関する情報について

インターネットを活用した文化情報発信サイト「滋賀文化のススメ」や滋賀県学習情報提供システム「におねっと」の運営などを通じて、県民の文化活動を発信し、文化情報に容易にアクセスできる環境を整備してきました。

また、文化施設のホームページや情報誌の発行、県内文化情報誌「れいかる」の発行などを通して、文化情報を収集・発信しています。

一方、民間においても、インターネットや情報誌を活用して多様かつ特色のある情報が発信されており、文化に関する情報は量的には豊富と言えます。

今後、より多様な媒体、手段により情報提供を行うことが効果的であることから、幅広いノウハウをもったマスコミなどの取組と効果的に連動させていく必要があります。

## 〔6〕文化に関する交流について

滋賀は、古くから京都との結びつきが強く、琵琶湖の水運に加えて、東海道・中山道・北国街道といった主要街道が県内を通過していたことなどから、交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史上の重要な舞台となってきました。

近年は、主に京阪神都市圏の拡大の影響を受け、海外や国内から転入してきた住民、特に若者が増えてきました。

こうした中、多様な人々の国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え、

現代美術を活かした地域での取組やアール・ブリュットの広がりなど、多様な感性による新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形成しています。

特にアール・ブリュットでは、2010年にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」は反響も大きく、また2013年にはヴェネチア・ビエンナーレに澤田真一さんの作品が招聘されるなど、国際的にも注目が集まっています。

平成26年度に本県は人口減少局面に入ったと推測され、滋賀の地域文化の独自性・固有性を保ちつつ、活かし、発信することにより文化交流を促進し、豊かな滋賀をつくっていくことが必要とされています。

#### **(7) 産業の分野との連携について**

滋賀には、信楽焼、近江上布などの伝統的工芸品のほか、長浜ちりめん、高島綿織物、湖東麻織物などの地場産業があります。

また、延暦寺、多賀大社など全国に誇りうる社寺など多くの文化的資産を有しており、県内外から多くの観光客が訪れています。さらに、こうした資産を活かして、長浜の黒壁を中心とする文化とまちづくりの連携、彦根城を活かした文化と観光との連携など、様々な取組が行われており、文化的資産の保存・活用や滋賀のブランド力の向上にも寄与しています。

また、地域の人々が農業や水産業を通じて守り育んできた祭りなどの伝統行事やふなずしに代表される伝統的な食文化、また農山村の日常の営みにより形成された里山や棚田などの風景はかけがえのないものとなっており、こうした地域に根ざした財産を私たちは次世代へ継承していかなければなりません。

このように、産業の分野と文化の振興は密接な関わりがあることから、相互に緊密な連携を図り、効果的に発信することにより文化振興を推進していくことが求められています。

#### **(8) 高齢者、障害者等の文化活動について**

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、とりわけ一概に文化芸術活動の環境が十分とは言えない高齢者、障害者などに配慮する必要があります。

滋賀県は、全国に先駆けて福祉施策に熱心に取り組んでおり、誰もがいきいきと暮らせる福祉社会を目指していることから、美術館・博物館においても高齢者（65歳以上）や障害者に対する観覧料の優遇措置などを設けています。

また、高齢者や障害者の生活を支援する施設においては、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるサービスが提供され、陶芸、音楽、写真など自己表現を行う文化活動も積極的に取り組まれています。

今後、福祉分野との連携を図りながら、人間の内なる自然の力を回復させていく芸術の可能性に着目して、音楽、ダンス、美術などの芸術文化を高齢者や障害者などの生きがいづくりに活用するとともに、自己表現できる機会として、文化活動を促進していくことが求められています。

#### (9) 青少年の文化活動について

青少年が多様な文化・芸術に触れられるよう、青少年が対象のびわ湖ホールオペラへの招待や普及活動などのほか、文化ホールにおける舞台芸術公演での青少年料金の設定による鑑賞機会の提供を行っています。

美術館および博物館では、小中学生観覧料の優遇をはじめ、近代美術館における小中学生向けのワークショップ「たいけんびじゅつかん」や、陶芸の森における本物の陶芸作品の鑑賞や「土」を素材とした創作体験プログラム（「つちっこプログラム」）など、様々な取組を進めています。

また、新しい文化を生み出す原動力となる大学生が県南部地域を中心に増えており、若者が集うダンスやポップスのバンド活動が、大学やまちかどなどでも活発化しています。

今後とも、次代を担う青少年の感性を磨き、創造力を育む上で、多様な文化・芸術に触れる機会を拡充することが必要です。

#### (10) 学校教育における文化活動について

滋賀県では、昭和58年から、県内の小学5年生が学習船「うみのこ」で宿泊し、滋賀の水環境や水文化を学べるように取り組んできました。また、子どもたちが学校教育において、滋賀の森林や田んぼ等での体験学習を通して、様々な文化を学べる取組を行っています。

さらに、NPOによる取組を継承して、平成20年に民間団体や県など多様な主体で構成する「しが文化芸術学習支援センター（現、滋賀次世代文化芸術センター）運営委員会」が設立され、学校と文化施設・芸術家などをつなぐ連携授業を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供しています。

また、びわ湖ホール声楽アンサンブルによる「学校巡回公演」「ふれあい音楽教室」のほか、高等学校総合文化祭の開催、さらには美術館、博物館における高等学校などの学校行事の一環として利用する場合の観覧料の優遇など、文化活動の充実に向けた様々な取組が行われています。

子どもたちが本物の文化・芸術に触れ、親しめるよう、今後とも学校教育における文化活動を充実させ、次代の文化の担い手として豊かな感性を育てることが求められています。

#### **(11) 文化の継承・発展を担う人材について**

本県では、今日まで小説家、歌人、詩人、脚本家、画家、演奏家、陶芸家などを多数輩出し、滋賀の地を舞台にした小説、詩歌、歌曲などの作品も数多く生み出されてきました。また、近年では、芸術系専門課程を有する高校・大学や文化施設、企業、NPOなどの多様な主体の取組により、滋賀から多くの芸術家など文化活動者を輩出しており、新たな文化を創造することによって、本県の魅力を全国・世界へ発信しています。

芸術家など文化活動者は、伝統文化の継承や新たな文化を創造する中核的な役割を担っていることから、若い人材が育つ場の拡大などへの支援を充実することが必要です。

また、琵琶湖博物館の「はしかけ」や近代美術館の「美術館サポーター」など、文化施設におけるボランティアに加え、滋賀次世代文化芸術センターにおける大学や教育委員会と連携した文化ボランティアの育成、学校と文化施設をつなぐコーディネーターの育成など、文化活動を支える人々の役割が重要になっています。

このように、NPO、企業、大学、文化施設などが、専門知識・人材・設備などを活用して相互に連携しながら、滋賀の文化の継承・発展を担う人材が育つ環境を整備することが求められています。

### Ⅲ. 基本目標

滋賀の文化は、創作活動をされている方、多様な文化に触れ親しまれている方、地域の文化財やまつりなどを守り伝える方など、全ての県民の皆さんが育んでいます。また、その振興のため、民間団体や行政などが、様々な取組を行っています。

こうした多様な主体の取組を通じて滋賀の文化の魅力が高まり、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀が実現します。

このことから、滋賀が目指す将来の姿は、次のとおりとします。

#### 滋賀が目指す将来の姿

多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

私たちを取り巻く社会情勢が日々変化を遂げる中で、この将来の姿を思い描き、県民の皆さんをはじめ、民間団体、行政など県全体で、文化の価値を再認識し、大切にすることが必要です。

また、独自の歴史や風土、暮らしの中で、先人から受け継がれてきたまつりや文化財など滋賀の個性ある文化の潜在的な力に気づき、光をあてるとともに、こうした文化を継承し、より発展させて次代に引き継いでいくことが求められています。

一方、滋賀では多くの作家の活動や各地での現代美術などを活用したイベントの開催、アール・ブリュットの広がりなど、新たな芸術文化も創造されてきており、風景など自然環境の美と相まって、重層的な広がりを見せています。こうした滋賀の文化の持つ特色が、これまでの歴史（ヒストリー）の中で築き上げられてきたことを私たち自身がしっかりと捉え、新たなストーリーとして編み直して発信し、次代へと伝えることにより、絶えず交流が生まれる魅力ある社会を築き、人口減少に歯止めをかける豊かな滋賀をつくっていかねばなりません。

文化は、人々の感性や創造力を育み、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力を持っています。私たちは、文化が社会に資する力をしっかりと認識し、これを活かした取組を行うとともに、その魅力を国内外に効果的に発信することで、元気で創造的な地域をつくることができます。

これらのことから、5年後の基本目標を次のとおりとします。

### 基本目標（５年後）

～滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿～

- 滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく
- 地域の交流が深まり、文化を大切にする気運が盛り上がる
- 本物の文化に触れ、創造性豊かな子ども・若者が育まれている
- 滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、新たに創造される芸術文化などと合わせて文化力が高まる

※「本物」とは

- 人々の創造性に刺激を与えると同時に、心に深く響いて感動をもたらすもの
- 地域の特色として誇りを感じることができると同時に、他の地域の人々が魅力を感じるもの

#### IV. 文化振興施策の柱および重点施策

基本目標である「滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿」を実現するために、県は、文化団体や企業、大学、文化施設、市町などと連携・協働しつつ、県民の皆さんの主体的な文化活動が活発になり、滋賀の文化が継承され、一層発展していくよう取り組んでいく必要があり、とりわけ、県が担うべき広域的、専門的あるいは先導的な取組を中心に、次の3つの文化振興施策の柱および9つの重点施策を定めます。

##### 1. 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

滋賀の文化は県民の皆さんが長い年月をかけて、築き上げてきたものです。また今、豊かな感性や国内外との交流により新たな文化も創造されています。これらは県民の財産として国内外へ発信できる力を持っており、私たちの誇りになり、活力を与えるとともに滋賀のイメージを高め、多くの方が滋賀を訪れる機会を創出します。

こうしたことから2020年、東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの推進により、本県文化の魅力が広く国内外に伝わるために、次の重点施策により文化的資産を活用し、発信していきます。

##### 【重点施策1】文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信

文化と経済は社会という車の両輪として、お互いに発展する力を持っています。

このことから、県民が滋賀の文化を誇りとしつつ、文化と経済がともに発展しながら、地域が元気になっていく姿を目指して、滋賀ならではの伝統的な文化的資産や新たに創造される文化的資産の魅力を一層高め、滋賀のブランド力を高めるとともに広く国内外へ発信します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて県版の文化プログラムを作成し、関係機関や県民らと取組を進めるとともに、豊かな資源を誇る本県文化の魅力を国内外に発信し、大会終了後も長期的な視点でそうした取組を継続させることにより、文化による本県ブランド力を向上させます。

##### 【評価指標】

| 評価項目                         | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|------------------------------|----------------|----------------|
| 延観光入込客数（1～12月：歴史文化、行祭事・イベント） | 15,820千人       | 16,000千人       |
| 県関係文化サイトの閲覧数                 | 2,221千件        | 2,665千件        |

## 【主な取組】

### ①観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用

#### □県立文化施設における観光や地域と連携した事業展開

びわ湖ホール、文化産業交流会館、近代美術館（新生美術館）、安土城考古博物館、陶芸の森などにおいて観光の催しや地域の行事と連携した事業を実施します。

#### □文化施設の連携、協働による事業展開

統一テーマによる展覧会やコンサートの開催、スタンプラリーの実施など、県立・市町立・民間の文化施設間の連携、協働による文化事業を展開します。

#### □歴史文化資産や文化施設などを活用した観光振興

文化的資産や文化施設あるいはドラマやアニメなどで取り上げられた施設や地域を活用した魅力ある観光ルートを開発し、県内外へ発信します。

また「歴史文化」などをテーマにした地域のイベントや観光PRを行うなど、歴史文化資産を活用した質の高い観光振興の取組を推進します。

#### □「生活文化」に基づく文化のブランドの発信

滋賀ならではの衣食住に関わる生活文化の中から本県文化のブランドとして誇れるものを発信します。

#### □地場産業や伝統的工芸品のブランド構築など

伝統文化であり地場産業である信楽焼の産地に位置する陶芸の森において、地元陶芸家作品の展示などを行います。

また、文化資源を生かした地場産業や伝統的工芸品のブランド構築や技能などの継承への取組に対して支援します。

### ②魅力ある文化的資産の発信・交流の促進

#### □「美の滋賀」の発信拠点としての新生美術館の整備

近代美術館が収蔵する近代・現代美術に加え、滋賀が誇る神と仏の美や、国内外で注目されているアール・ブリュットを柱に、過去から現在までの多様な滋賀の美の財産を将来に引き継ぎ、その魅力を県内外に発信する拠点として平成31年度に開設を予定しています。

#### □文化プログラムの推進と総合芸術祭の検討

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を活かし、文化プログラムの推進を通じて本県文化の魅力を国内外に発信するとともに関係機関の連携を進め、豊かな文化資産を誇る滋賀らしい魅力あふれる総合芸術祭について検討します。

#### □文化人などをテーマとした事業の多様な主体による推進

滋賀の豊かな自然、歴史、文化、暮らしなどに共感し、その魅力を作品などで発信されてきた文化人（司馬遼太郎氏、白洲正子氏など）をテーマとするシンポジウムやツアーなどの取組を市町や関係機関との連携、協働により継続的に開催することにより、地域の誇りづくりや地域の活性化につなげていきます。

#### □県立博物館などにおける滋賀ならではの文化的資産の展示など

琵琶湖博物館、安土城考古博物館、陶芸の森などにおいて、滋賀ならではの文化的資産の展示などを行います。

また、琵琶湖博物館では平成 32 年度の完成に向け、3 期に分けてリニューアルを進め、地域の人々の参画、アートとのコラボレーションなど、多様な主体と連携した効果的な魅力の発信の取組を推進します。

#### □県立文化施設における国内外の芸術家との交流

びわ湖ホールにおける国内外の芸術家による公演の開催や、陶芸の森において国内外の陶芸家を対象としたアーティスト・イン・レジデンスなどを行います。

#### □近隣府県などとの文化交流の促進

関西圏で実施する「関西文化の日」や歴史街道推進協議会の取組に参加するなど、近隣府県との文化交流を促進します。

また、関西広域連合やアール・ブリュットの発信に積極的な自治体などと連携して広域的な取組を実施することにより、内外への発信や事業拡大など相乗効果を図ります。

#### □国民文化祭の誘致に向けた検討

文化の国体と言われる国民文化祭は、我が国最大の文化の祭典であり、開催地域の魅力を発信する機会であるとともに、県民挙げて取り組むことにより文化力の向上が期待できるため、実施方法の検討や県民への周知、機運醸成の取組について市町や関係団体などと意見交換を行いながら誘致の検討を行います。

#### □滋賀の歴史・文化などを生かした映画・テレビなどのロケ地の誘致

滋賀の歴史・文化などを生かし、映画・テレビなどのロケ地を誘致するとともに積極的な広報活動を展開します。

#### □マスコミやインターネット媒体を通じた効果的な情報発信

滋賀の文化の情報や魅力が国内外に広く発信されるよう、マスコミやインターネット媒体への積極的かつ効果的な働きかけを行うとともに、効果的な活用を検討・実施します。

#### **□多言語化対応による誘客の促進**

施設における案内表示やホームページなどにおける多言語化対応を進め、訪日外国人観光客による誘客の促進を図ります。

### **③芸術創造の促進**

#### **□県立文化ホールにおける優れた舞台芸術の創造と県民への提供**

びわ湖ホールにおけるプロデュースオペラなどの国際的水準の舞台芸術公演や、文化産業交流会館における邦楽・邦舞など優れた舞台芸術を創造し、県民へ提供します。

#### **□県立美術館・博物館における魅力ある展覧会の開催**

近代美術館（新生美術館）、陶芸の森などにおいて、館の独自性を生かした魅力ある展覧会を開催します。

#### **□県立文化ホールに「芸術監督」などの専門人材を設置**

びわ湖ホールや文化産業交流会館に、芸術面を総括し、指揮監督を行う者（芸術監督）などの専門人材を設置します。

#### **□アール・ブリュット（生の芸術）の振興**

アール・ブリュット作品が生み出される土壌となる民間団体等が行う障害者などによる芸術作品の創作や展示などの取組に対して支援をするとともに、近代美術館（新生美術館）においてアール・ブリュット作品の収集および常設展示を行います。

## 【重点施策2】地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用

滋賀は、国指定重要文化財の件数が全国第4位であるなど、質・量ともに誇るべき文化財を保有しているほか、琵琶湖をはじめとする豊かな自然と共生してきた暮らしの中で、大切に継承されてきたまつりなどの伝統行事や、衣・食・住に関わる独自の生活文化も数多く息づいています。

このことから、県民が滋賀ならではの文化的資産の潜在的な力に気づき、光をあて、誇りとして自覚し、暮らし・信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にする意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組むとともに、未来へ着実に継承している姿を目指して、滋賀ならではの文化的資産の発掘、保存、活用を進めます。

### 【評価指標】

| 評 価 項 目         | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|-----------------|----------------|----------------|
| 国登録有形文化財の数      | 352件           | 400件           |
| 文化財等を活用した県実施事業数 | 56件            | 60件            |

### 【主な取組】

#### ①滋賀ならではの文化的資産の発掘

##### □民俗行事や古文書などの文化財に関する調査の実施

県内各地に伝わるまつりなどの民俗行事や社寺などに伝わる古文書など県内に所在する文化財の実態を調査します。

##### □琵琶湖や水に関わる滋賀の特色ある文化資産の発掘・活用

平成27年度に選定された日本遺産（「琵琶湖とその水辺環境－祈りと暮らしの水遺産」）や「近江水の宝」64選など、琵琶湖や水に関わる滋賀の特色ある文化資産を発掘し、特に優れたものを滋賀固有の資産として広く周知します。

##### □歴史・文化資産を生かした観光素材の発掘・活用

文化財をはじめ滋賀の奥深い歴史・文化資産を生かした観光素材を発掘するとともに、そうしたものを活用した事業やツーリズムを開発します。

#### ②滋賀ならではの文化的資産の保存と活用

##### □国宝等の指定文化財や登録文化財などの保存と公開

文化財保存基金を活用し、滋賀が有する数多くの仏教美術などをはじめとした、国宝・重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、県指定文化財、登録文化財などの保存・公開を図ります。

**□世界遺産を次代につなぐ国宝延暦寺根本中堂他1棟の保存修理**

滋賀県が誇る世界遺産の国宝延暦寺根本中堂・重要文化財延暦寺根本中堂廻廊の大規模修理を平成28年度から10カ年を予定し、修理に合わせて保存修理事業の魅力を国内外に情報発信します。

**□戦国時代の城跡や古戦場の保存と活用**

滋賀県に残る戦国時代の遺跡について、その価値を明らかにし、広く全国に向けてその魅力を発信します。

**□博物館等における歴史的文化的資産の収集・保存・公開**

新生美術館、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、陶芸の森陶芸館、図書館、平和祈念館、県民情報室（県政史料室）などにおいて歴史的文化的資産を収集・保存し、公開します。

**□近江歴史回廊構想による歴史文化資源の活用**

近江歴史回廊構想によるルート化などを通じて、滋賀の歴史文化資産の活用を図ります。

**□滋賀ならではの伝統文化の継承**

滋賀を代表する長浜曳山まつりなどの国・県指定民俗文化財や、江州音頭など郷土文化の普及啓発に努め、農山村地域で育まれた伝統文化や伝承技術の保存活動を支援するとともに、県内の民俗文化財を保存するため組織された「滋賀県民俗文化財保護ネットワーク」など多様な主体と力を合わせて、滋賀ならではの伝統文化を継承します。

**□琵琶湖に関わる生活文化の継承、活用**

琵琶湖博物館における琵琶湖と人の暮らしに関する展示や講習会など琵琶湖に関わる生活文化を紹介し、発信します。

**□重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観などの保存・継承**

重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観の登録・選定を進めるとともに、魅力ある地域の文化財としての保存・継承およびそれらを活用した取組に関し、助言や情報提供などによる支援を行います。

**□ヘリテージマネージャーの養成支援**

登録有形文化財（建造物）や歴史的建造物の保存・活用に携わるヘリテージマネージャー（滋賀県歴史的建造物保存活用推進員）の養成事業を支援します。

**□文化財の活用による地域学習と豊かな滋賀づくりの担い手育成**

安土城考古博物館での安土城跡や大中の湖南遺跡の学習など、特色ある滋賀の文化財を学ぶ機会の充実を図り、子どもたちの地域への誇りと愛着を育み、「近江の心」の継承と将来の豊かな滋賀づくりを担う人材育成を行います。

**□都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成の促進**

建築物や工作物のデザイン、色彩などが風景と調和するよう誘導や、地域の営農活動などを通じた農地景観保全の支援などを行います。

**□住民自らによる地域の風景づくりの取組に対する支援**

近隣景観形成協定により、住民自らによる地域の風景づくりの取組に対して支援します。

**□住民自らによる地域・暮らしに根ざした取組みに対する支援**

NPOなど多様な主体が実施する、アートや身近な文化財、暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援します。

**□滋賀の文化的資産を調査・整理・紹介する出版物の情報提供**

滋賀の文化的資産に関する出版物の情報を調査・整理し、インターネット等で紹介します。

## 2. 未来の文化の担い手の育成

滋賀の魅力ある文化は、人々の豊かな感性や創造力を通じて育まれ、未来へ継承されていきます。

こうしたことから、豊かな感性や創造力をもつ子どもや若者が育ち、芸術家・伝統芸能伝承者などの専門的な取組や、文化活動を支えるボランティアなどの取組が活発に行われるために、次の重点施策により未来の文化の担い手を育てていきます。

### 【重点施策3】子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実

子どもや若者が、滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化に実際に触れ、体験することは、地域に誇りや愛着を感じるきっかけになるとともに、未来の文化の担い手、地域の文化活動を支える人材の育成にもつながります。

滋賀の子どもや若者が音楽、演劇、美術、文化財、生活文化など地域の様々な文化に親しみながら、感性を高め成長している姿を目指して、文化施設、学校、地域など一層の連携をしながら、滋賀の本物の文化に触れる機会を増やしていきます。

### 【評価指標】

| 評価項目                                     | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|------------------------------------------|----------------|----------------|
| (各県立文化ホール・近代美術館の実施事業において)<br>芸術鑑賞した小中学生数 | 26,590 人       | 30,000 人       |
| 文化芸術の体験学習を行う児童生徒数                        | 10,230 人       | 14,000 人       |
| しがこども体験学校参加団体数                           | 134 団体         | 200 団体         |

### 【主な取組】

#### ①子ども・若者向け公演・展示などの拡充

##### □県立文化ホールにおける青少年向け舞台芸術公演などの開催

びわ湖ホール、文化産業交流会館において青少年向け舞台芸術公演を開催します。

##### □県立美術館・博物館における青少年向け文化・芸術体験プログラムの提供

近代美術館（新生美術館）、琵琶湖博物館、安土城考古博物館、陶芸の森などにおいて、青少年向け文化・芸術体験プログラムを提供します。

##### □幼児、家族向け公演・展示等の充実

県立文化施設において、子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる公演、展覧会などの開催機会を増やします。

##### □若者向け広報の充実

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用や大学などとの連携により若者をターゲットとした広報を行います。

**□県立美術館・博物館における小中学生などの観覧料の優遇等による鑑賞の促進**  
近代美術館（新生美術館）、琵琶湖博物館、安土城考古博物館、陶芸の森における小中学生の観覧料および小中高の学校行事の一環として利用する場合の観覧料の優遇などにより、鑑賞を促進します。

## **②地域における文化体験学習の充実**

### **□放課後子ども教室や土曜日の教育支援事業の実施**

放課後や土曜日などに小学校の余裕教室や公民館などにおいて、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに文化活動や地域住民との交流活動などの取組を行います。

### **□子ども向け体験プログラムの充実**

全小学生に対して、県内の体験活動を紹介する冊子を配布するとともに、ホームページなどを通じて協力者向けにも広報を行い、体験プログラム提供団体を増やすなど、「しがこども体験学校」の体験プログラムを充実します。

### **□地域活動における文化体験プログラムの提供**

子ども会や公民館活動などに対して子ども向け文化体験プログラムを提供します。

## **③学校教育における文化体験学習の充実**

### **□県内の全ての小学生などを対象とした本物の舞台芸術に触れる機会の提供**

学校等との連携により、県内の全ての小学生などを対象にびわ湖ホール「ホールの子」事業など、舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

### **□学校における文化施設、芸術家などとの連携による文化・芸術体験学習の実施**

学校において、文化施設や芸術家などと連携した授業を実施し、子どもたちに文化・芸術体験学習の機会を提供します。

### **□学校における地域の文化的資産などを活用した文化活動の促進**

文化財を活用した校内外学習のサポート事業や、学校と地域を結ぶ「しが学校支援センター」の取組などを行います。

### **□県内全ての小学生を対象とした滋賀の水、山、田に関わる文化体験学習の実施**

県内全ての小学生を対象とした、びわ湖フローティングスクール「うみのこ」、森林環境学習「やまのこ」事業、稲作「たんぼのこ」体験事業、陶芸の森の「つちっこプログラム」を実施します。

## **④教員を対象とした文化研修機会の充実**

### **□文化・芸術を体験する教員向け研修機会の提供**

県立文化施設において、学校教員が文化・芸術を体験する研修機会を提供します。

#### 【重点施策４】若手芸術家等の育成・支援

滋賀には、芸術系専門学科を有する高校や大学があり、芸術家を目指す若者が活動しています。また、学校のクラブ活動などで積極的に文化活動を行っている若者も数多くいます。

また、びわ湖ホールや陶芸の森などの県立文化施設においては、それぞれの施設の特色を生かして、若手芸術家の育成に取り組んでいます。

これらの方々は滋賀の将来の文化の担い手であり、本県の文化の継承と発展に大きく貢献することが期待されます。

このことから、滋賀から音楽家、役者、画家、陶芸家、伝統文化伝承者などが育ち、県内外で活躍している姿を目指して、様々な分野の若手芸術家など（若手芸術家や芸術家を目指す若者）の育成や支援をする取組を充実していきます。

#### 【評価指標】

| 評価項目                                     | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|------------------------------------------|----------------|----------------|
| 滋賀県芸術文化祭（文学祭、美術展、写真展等）における若者（30歳未満）の参加者数 | 41人            | 100人           |
| 全国高等学校総合文化祭への派遣人数                        | 278人<br>(25年度) | 300人           |

#### 【主な取組】

##### ①若者の文化活動の促進

##### □滋賀県高等学校総合文化祭などの開催

滋賀県高等学校総合文化祭を毎年開催するとともに、平成33年度には近畿高等学校総合文化祭を開催します。

##### □高等学校の文化部活動の活性化に向けた取組

専門的な知識・技能を有した指導者に依頼し、練習会や講習会を集中的に実施するとともに、拠点校・伝統校を育成します。

##### □若手芸術家などを対象としたフェスティバルなどの開催

県内の若手文化活動者が集い、多彩な分野の公演やワークショップなどを行うフェスティバルなどを開催します。

##### □若者の文化活動の場としての県立文化施設の利用促進

学生などが県立文化施設を利用する際の料金を優遇し、利用を促進します。

##### □芸術系専門学科を有する高校・大学と県立文化施設との連携

芸術系専門学科を有する県内の高校・大学と県立文化施設との連携により、インターンシップ（就業体験）や協働事業などを実施します。

**□文化施設以外で、文化・芸術活動ができる場の情報収集および提供**

公園、商店街、病院、駅など文化施設以外の場所で、県民が文化・芸術活動ができる場所の情報収集や案内を行う総合窓口を活用します。

**□若者を含め多くの県民が参加できる滋賀県芸術文化祭の開催**

滋賀県芸術文化祭において、青少年部門や新人奨励賞の創設など主催事業（文学祭、美術展覧会、写真展覧会）における若者の参加を促進します。

**②若手芸術家、伝統文化伝承者などの育成・支援**

**□県立文化施設における若手芸術家の育成**

びわ湖ホールにおいて、専属声楽アンサンブルの運営による若手声楽家の育成、オペラの若手指揮者の養成を行うとともに、文化産業交流会館において、邦楽や邦舞の分野における若手実演家の養成を行います。

また、陶芸の森においてアーティスト・イン・レジデンスを実施し、陶芸家を育成します。

**□若手芸術家の活動支援**

文化ホール・美術館などにおいて若手芸術家の発表の機会の提供等を行います。

また、空き家や空き教室などを活動拠点として活用できるよう検討を行います。

**□地域で伝承されてきた技術の保存・継承・発信への支援**

地場産業の産地などで古くから育まれてきた伝統的な技術を保存・継承・発信する活動を支援します。

**□滋賀ならではの伝統文化の継承（再掲）**

滋賀を代表する長浜曳山まつりなどの国・県指定民俗文化財や、江州音頭など郷土文化の普及啓発に努め、農山村地域で育まれた伝統文化や伝承技術の保存活動を支援するとともに、県内の民俗文化財を保存するため組織された「滋賀県民俗文化財保護ネットワーク」など多様な主体と力を合わせて、滋賀ならではの伝統文化を継承します。

**③顕彰制度の充実**

**□若者を対象とした顕彰**

大会などで顕著な成績を収めた児童生徒に対する表彰や、若者を対象とした滋賀県次世代文化賞により、若手芸術家の顕彰を行います。

#### ④若手芸術家などの活動情報の収集および発信支援

##### □「滋賀文化のススメ」活用による若手芸術家の情報収集・発信支援

「滋賀文化のススメ」サイトの周知を徹底し、若手芸術家の登録数の増加・充実を図り、一元的に芸術家の情報を紹介します。

また、同時に文化施設や文化団体などへも周知を図ることで、芸術家の情報発信の支援を行います。

### 【重点施策5】文化活動を支える人材（アートマネージャーなど）の育成・支援

文化には、「つくる」「観る」に加えて「支える」役割が重要です。文化・芸術活動の企画・運営や文化施設の管理運営を行うにあたって、活動全体を適切にマネジメントし、文化芸術のつくり手（「つくる」）と受け手（「観る」）をつなぐ役割を果たすアートマネージャー（「支える」）が必要です。

滋賀には、文化団体、文化施設職員、文化ボランティアなど支える活動をされている方々が多くおられ、研修などの実施により、これらの方々のアートマネジメント能力の一層の向上が必要です。

また、県内の文化施設間、芸術家、文化団体、大学、企業などの力を活かし、つなぐためには中間支援的な調整能力を持つ人材が必要です。

このことから、滋賀でアートマネージャーや文化ボランティアなどが育ち、芸術家、伝統芸能伝承者、県民などを支えながら、文化活動が活発に展開されている姿を目指して、文化活動を支える人材を育成・支援していきます。

#### 【評価指標】

| 評価項目                     | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|--------------------------|----------------|----------------|
| アートマネジメント研修の施設職員に対する受講割合 | 19.7%          | 40.0%          |
| 県立文化施設の文化ボランティアの数        | 576人           | 700人           |

#### 【主な取組】

##### ①文化活動を支える専門人材の育成・支援

###### □文化行政職員や文化施設職員を対象としたアートマネジメント研修の実施

文化行政職員や文化施設職員を対象とし、文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

###### □文化活動を支える団体や人材育成を目的とした研修などの実施

文化活動を支え、文化の継承と発展を担う文化コーディネーターなどの育成およびネットワーク形成を目指して研修を行うとともに、高校・大学と県立文化施設との連携により、学生を対象としたインターンシップ（就業体験）等の事業を実施します。

###### □文化を支える人材や団体への活動支援、中間支援機能の充実

芸術家と地域や施設を結び、県民の文化活動を支える個人や団体の活動促進のための支援を行うことで、文化コーディネーターの機能強化を図ります。

また、多様な個人・機関を活かし、つなぐため、中間支援機能の充実を図り

ます。

**□ヘリテージマネージャーの養成支援（再掲）**

登録有形文化財（建造物）や歴史的建造物の保存・活用に携わるヘリテージマネージャー（滋賀県歴史的建造物保存活用推進員）の養成事業を支援します。

**②文化ボランティアの育成**

**□文化ボランティアなどの拡充および活動の促進**

「近代美術館サポーター」、「びわ湖ホール劇場サポーター」、「琵琶湖博物館はしかけ」、「陶芸の森ボランティア」をはじめ、県内文化施設などに関わるボランティアの拡充および活動の促進を図るとともに大学や教育委員会と連携した文化ボランティアの育成、学校と文化施設をつなぐコーディネーターの育成に取り組みます。

また、滋賀の豊かな文化の魅力を、地域と施設を結びつつ発信していく人材づくりに努めます。

**□若者による文化ボランティアの拡充**

大学などと連携し、参加・活動しやすい環境や仕組みを整えることにより、文化ボランティアに参加する若者の増加に取り組みます。

**□文化ボランティアの体験研修の充実**

文化施設や学校における文化活動の現場へ派遣するなど、文化ボランティアの体験研修を実施します。

**③教員を対象とした文化研修機会の充実（再掲）**

**□文化・芸術を体験する教員向け研修機会の提供（再掲）**

県立文化施設において、学校教員が文化・芸術を体験する研修機会を提供します。

### 3. 県民の主体的な文化活動の促進

滋賀の文化の担い手は、県民の皆さん一人ひとりです。県内各地において文化活動が活発になることで、魅力ある滋賀の文化が育まれます。

また、文化活動を通じて地域社会への参加が促進され、コミュニティの形成にも大きな役割を果たします。

こうしたことから、県民の皆さんが、多様な文化・芸術に気軽に触れ親しみ、自ら文化活動を活発に行うために、次の重点施策により主体的な文化活動を促していきます。

#### 【重点施策6】新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進

人口減少社会が到来し、少子高齢化が進む中で、過疎化の進行や地域コミュニティの弱体化が危惧されています。地域で育まれてきた伝統文化の保存・継承が課題となりつつある中、地域資源の活用やアートを活かした取組など、文化芸術活動による地域再生の取組が注目されています。

文化には地域の魅力を向上させ、分野や世代を越えて人をつなぎ、呼び込むことで新たな交流を生み、地域を活性化させる力があります。

歴史や文化、豊かな自然に恵まれた滋賀の強みを活かし、みんなが将来にわたって持続的に実感できる心の豊かさを育めるよう、文化の力を活用して豊かな滋賀づくりを推進します。

#### 【評価指標】

| 評 価 項 目     | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|-------------|----------------|----------------|
| 文化プログラム実施件数 | － 件            | 300件           |

#### 【主な取組】

##### ①幅広い県民が参加できる多彩な事業展開の推進

##### □住民自らによる地域・暮らしに根ざした取組みに対する支援（再掲）

NPOなど多様な主体が実施する、アートや暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援します。

##### □文化施設以外で、文化・芸術活動ができる場の情報収集および提供（再掲）

公園、商店街、病院、駅など文化施設以外の場所で、県民が文化・芸術活動ができる場所の情報収集や案内を行う総合窓口を設置・活用します。

##### □地域で伝承されてきた技術の保存・継承・発信への支援（再掲）

地場産業の産地などで古くから育まれてきた伝統的な技術を保存・継承・発信する活動を支援します。

**□県民参加型事業の展開**

県民が出演する舞台芸術公演、県民が創作した作品の展覧会などの県民参加型事業を文化施設等で展開します。

**□若者を含め多くの県民が参加できる滋賀県芸術文化祭の開催（再掲）**

滋賀県芸術文化祭において、青少年部門や新人奨励賞の創設など、主催事業（文学祭、美術展覧会、写真展覧会）における若者の参加を促進します。

**②文化芸術の力を活かした若者の交流機会の創出**

**□若手芸術家などを対象としたフェスティバルなどの開催（再掲）**

県内の若手文化活動者が集い、多彩な分野の公演やワークショップなどを行うフェスティバルなどを開催します。

**□若手芸術家の活動支援（再掲）**

文化ホール・美術館などにおいて若手芸術家の発表の機会の提供等を行います。

また、空き家や空き教室などを活動拠点として活用できるよう支援を行います。

**□若者による文化ボランティアの拡充（再掲）**

大学などと連携し、参加・活動しやすい環境や仕組みを整えることにより、文化ボランティアに参加する若者の増加に取り組みます。

**□若手芸術家の活動拠点の整備**

陶芸の森のアーティスト・イン・レジデンス（滞在型共同創作研修）など、若手芸術家の活動拠点として、一定期間、創造活動を行うことができる環境を整備します。

**□若者の文化活動の場としての県立文化施設の利用促進（再掲）**

学生などが県立文化施設を利用する際の料金を優遇し、利用を促進します。

**□若者を含め多くの県民が参加できる滋賀県芸術文化祭の開催（再掲）**

滋賀県芸術文化祭において、青少年部門や新人奨励賞の創設など主催事業（文学祭、美術展覧会、写真展覧会）における若者の参加を促進します。

**□若者向け広報の充実（再掲）**

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用や大学などとの連携により若者をターゲットとした広報を行います。

### 【重点施策7】「美の滋賀」づくりの推進

地域等で大切に守られてきた「神と仏の美」や、多くの作家の手により生み出されてきた近代・現代美術、県内で先駆的に取り組まれてきた「アール・ブリュット」をはじめ、滋賀の豊かな自然や風景を背景に、暮らしや独自の文化の中で育まれてきた滋賀ならではの「美」を活かし、魅力の向上や県民の誇りともなる地域づくりを進めます。

住民自身が地域に根ざした文化に誇りを持てるような取組、あるいは文化団体やNPOなど多様な主体が実施する、アートや暮らし・生活文化の中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援します。

また、過去から現在までの多様な滋賀の美の資産を将来に引き継ぎ、その魅力を県内外に発信する拠点として平成31年度までに新生美術館をオープンする予定です。

### 【評価指標】

| 評価項目                     | 平成26年度<br>(現状)     | 平成32年度<br>(目標) |
|--------------------------|--------------------|----------------|
| 美の資源を活用した地域団体等との連携事業数    | 27件<br>(平成27年度予定)  | 50件            |
| 新生美術館が事業実施にあたり連携した施設・団体数 | 70団体<br>(平成27年度予定) | 100団体          |

### 【主な取組】

#### ① 滋賀の美の魅力を県民自らが伝える舞台づくり

##### □ 住民自らによる地域・暮らしに根ざした取組みに対する支援（再掲）

NPOなど多様な主体が実施する、アートや身近な文化財、暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援します。

##### □ 文化ボランティアの拡充および活動の促進（再掲）

「近代美術館サポーター」、「びわ湖ホール劇場サポーター」、「琵琶湖博物館はしかけ」、「陶芸の森ボランティア」をはじめ、県内文化施設などに関わるボランティアの拡充および活動の促進を図ります。

また、滋賀の豊かな文化の魅力を、地域と施設を結びつつ発信していく人材づくりに努めます。

##### □ 企業メセナなど、民間団体による文化活動支援の促進

企業などによる文化活動への支援活動（企業メセナ活動）を顕彰する制度を民間団体などと協働して推進します。

##### □ 民間団体などが主催する文化・芸術行事への後援、広報協力など

民間団体などが主催する文化・芸術行事への後援、賞状交付、広報協力などを行います。

## ② 新生美術館を核とした地域や現場との交流と県内外への発信

### □「美の滋賀」の発信拠点としての新生美術館の整備（再掲）

近代美術館が収蔵する近代・現代美術に加え、滋賀が誇る神と仏の美や、国内外で注目されているアール・ブリュットを合わせ、過去から現在までの多様な滋賀の美の財産を将来に引き継ぎ、その魅力を県内外に発信する拠点として平成31年度にオープンを予定しています。

### □文化財の活用による地域学習と豊かな滋賀づくりの担い手育成（再掲）

特色ある滋賀の文化財を学ぶ機会の充実を図り、子どもたちの地域への誇りと愛着を育み、「近江の心」の継承と将来の豊かな滋賀づくりを担う人材育成を行います。

### □アール・ブリュット（生の芸術）の振興（再掲）

アール・ブリュット作品が生み出される土壌となる民間団体等が行う障害者などによる芸術作品の創作や展示などの取組に対して支援をするとともに、近代美術館（新生美術館）においてアール・ブリュット作品の収集および常設展示を行います。

### □文化施設の連携、協働による事業展開（再掲）

統一テーマによる展覧会やコンサートの開催、スタンプラリーの実施など、県立・市町立・民間の文化施設間の連携、協働による文化事業を展開します。

### □文化施設における芸術家などとの連携の促進

文化施設が県内外の芸術家などが集う場となるよう、芸術家などと連携した公演、展覧会などを開催します。

### □地域の拠点施設としての文化施設の事業展開

地域の拠点施設として、文化施設がその使命を踏まえ、時代の変化に応じた多彩な事業を展開します。

### 【重点施策8】 自立的な文化活動の促進

文化活動は、県民、文化団体、企業、大学、市町、県等、様々な主体によって取り組まれています。多様な文化が育まれるためには、文化の担い手の主役である県民、文化団体等による自主的・主体的な活動が持続的に行われていくことが特に重要です。県は、こうした取組がより進展するよう市町等とともに支える役割を果たしていくことが求められます。

これらのことから、県内の様々な場所で多彩な文化活動が季節を問わず取り組まれている姿を目指して、県民の皆さん、文化団体などの自立的な文化活動を促します。

### 【評価指標】

| 評 価 項 目                   | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|---------------------------|----------------|----------------|
| 1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合  | 75.7%          | 77.0%          |
| 民間団体等が主催する文化・芸術行事への県の後援件数 | 282件           | 340件           |
| 県内で活動する文化芸術団体・NPO等の数      | 134団体          | 200団体          |

### 【主な取組】

#### ①文化団体の自立的な活動の促進

##### □文化団体と県・文化施設との協働事業の実施

文化団体と県・文化施設との協働による公演や展覧会などを開催します。

##### □文化・芸術活動に関する相談窓口機能の充実

文化団体・県民からの文化・芸術活動に関する相談に対応するため県立文化施設などに設置している相談窓口機能を充実します。

##### □アートマネジメント研修の実施

文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

##### □文化団体に対する各種助成制度などの情報収集・提供

インターネットなどを通じて、文化団体に対する国、財団などの各種助成制度の情報収集および提供を行います。

##### □住民自らによる地域・暮らしに根ざした取組みに対する支援（再掲）

NPOなど多様な主体が実施する、アートや身近な文化財、暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援します。

## ②文化ボランティア活動の促進

### □文化ボランティアの拡充および活動の促進（再掲）

「近代美術館（新生美術館）サポーター」、「びわ湖ホール劇場サポーター」、「琵琶湖博物館はしかけ」、「陶芸の森ボランティア」をはじめ、県内文化施設等に関わるボランティアの拡充および活動の促進を図ります。

また、滋賀の豊かな文化の魅力を、地域と施設を結びつつ発信していく人材づくりに努めます。

### □文化ボランティアの体験研修の充実（再掲）

文化施設や学校における文化活動の現場へ派遣するなど、文化ボランティアの体験研修を実施します。

## ③企業などによる文化活動支援の促進

### □企業メセナなど、民間団体による文化活動支援の促進（再掲）

企業などによる文化活動への支援活動（企業メセナ活動）を顕彰する制度を民間団体などと協働して推進します。

## ④後援、顕彰などの推進

### □民間団体などが主催する文化・芸術行事への後援、広報協力など（再掲）

民間団体などが主催する文化・芸術行事への後援、賞状交付、広報協力などを行います。

### □滋賀県文化賞などの文化活動に対する顕彰

県民の文化の向上発展に寄与し、その功績が顕著な方、またその活動において将来が期待される方に対して、滋賀県文化賞などを贈り、表彰します。

### □文化で滋賀を元気に！シンボルマークの普及啓発

文化振興条例の制定を機に県と成安造形大学との連携により作成した「文化で滋賀を元気に！シンボルマーク」が県内で幅広く使用されるよう普及啓発し、文化を大切にする気運を盛り上げます。

### 【重点施策9】文化活動の環境の整備

文化振興条例の基本理念には、「文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。」と定めています。その実現のためには、行政が民間団体とも力を合わせながら進めていく必要があります。

このことから、文化ホール、美術館、博物館、商店街、まちかどなど、県内の様々な場所が県民の皆さんの観る、触れる、つくるなど多様な文化活動の場となって活用されている姿を目指して、市町、民間団体などと連携しながら、文化施設などを最大限に活かします。また、障害者、高齢者、子育て中の保護者等、文化に触れる機会が十分にもてない方々が文化活動に参加しやすい環境を整えます。

### 【評価指標】

| 評 価 項 目                      | 平成26年度<br>(現状) | 平成32年度<br>(目標) |
|------------------------------|----------------|----------------|
| 1年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合      | 80.1%          | 85.0%          |
| 1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合【再掲】 | 75.7%          | 77.0%          |
| 県関係文化サイトの閲覧数【再掲】             | 2,221千件        | 2,665千件        |

### 【主な取組】

#### ①県内文化施設のネットワーク化による有効活用

##### □滋賀県公立文化施設協議会などとの連携による情報交換など

滋賀県公立文化施設協議会や滋賀県博物館協議会と連携し、文化施設間の情報交換や職員を対象とした事業企画、舞台技術の研修などを実施します。

また、滋賀県公共図書館協議会や滋賀県公民館連絡協議会と連携し、公共図書館や公民館において文化事業が積極的に展開されるよう、情報交換などを実施します。

##### □公益財団法人の統合・再編成による文化芸術活動の推進

県の出資団体である公益財団法人滋賀県文化振興事業団および公益財団法人びわ湖ホールを統合・再編成し、県の文化施策に基づく取組を具体化する唯一の専門的団体として、これまでそれぞれで育んできた強みを融合させ、さらに広い視野で効率的・効果的に事業を推進します。

##### □地域の拠点施設としての文化施設の事業展開（再掲）

地域の拠点施設として、文化施設がその使命を踏まえ、時代の変化に応じた多彩な事業を展開します。

#### □文化施設の機能維持

地域の拠点施設として、文化施設が必要な機能を果たせるよう、維持保全のための調査や施設の長寿命化計画と併せ、大規模改修を検討・実施します。

#### □県立文化施設常設展などの定期的な無料開放

毎月第3日曜日などに、近代美術館（新生美術館）、琵琶湖博物館、安土城考古博物館、陶芸の森などの常設展または企画展の無料開放を行います。

#### □文化施設の連携、協働による事業展開（再掲）

統一テーマによる展覧会やコンサートの開催、スタンプラリーの実施など県立・市町立・民間の文化施設間の連携、協働による文化事業を展開します。

#### □多言語化対応による誘客の促進（再掲）

施設における案内表示やホームページなどにおける多言語化対応を進め、訪日外国人観光客による誘客の促進を図ります。

### ②文化活動の場の拡充（文化施設以外の場所）

#### □文化施設以外で、文化・芸術活動ができる場の情報収集および提供（再掲）

公園、商店街、病院、駅等、文化施設以外の場所で、県民が文化・芸術活動ができる場所の情報収集や案内を行う総合窓口を活用します。

#### □住民自らによる地域・暮らしに根ざした取組みに対する支援（再掲）

NPOなど多様な主体が実施する、アートや身近な文化財、暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援します。

#### □学校、病院などにおける公演、展示などの開催

県立文化施設の普及事業として、学校、病院などにおける公演や展示などを開催します。

#### □民間団体などが主催する文化・芸術行事への後援、広報協力など（再掲）

民間団体などが主催する文化・芸術行事への後援、賞状交付、広報協力などを行います。

### ③障害者、高齢者、子育て中の保護者などの文化活動の充実

#### □県立美術館・博物館における高齢者や障害者の観覧料の優遇などによる鑑賞の促進

近代美術館（新生美術館）、琵琶湖博物館、安土城考古博物館、陶芸の森における高齢者（65歳以上）や障害者に対する観覧料の優遇等により、鑑賞を促進します。

#### □障害者の芸術活動への支援

民間団体などが行う障害者の芸術活動などに関する取組や、障害者と芸術家

がともにつくる公演などへの支援を行います。

**□幼児、家族向け公演・展示などの充実（再掲）**

県立文化施設において、子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる公演、  
展覧会などの開催機会を増やします。

**□学校、病院などにおける公演、展示などの開催（再掲）**

県立文化施設の普及事業として、学校、病院などにおける公演や展示などを  
開催します。

**④情報の発信・取得の環境整備の推進**

**□インターネットの文化情報発信サイトの充実**

「滋賀文化のススメ」を拡充し、文化情報を幅広く提供するとともに、効果  
的な情報発信を行います。

また、滋賀県版文化プログラムや文化財情報の集約・魅力発信を行います。

**□文化情報紙の発行など**

県内文化施設の公演や展示情報などを掲載する文化情報紙「れいかる」など  
を発行し、効果的な広報を行います。

## V. 推進体制

### 1. 多様な主体との連携・協働

文化活動の主役は県民の皆さんであり、必要な情報の提供や意見交換などを行いながら、その主体的な活動を促進する必要があります。

このため、文化団体、地域、企業、大学、市町、県など多様な主体の取組により、県全体の文化の振興を図る必要があることから、それぞれの取組の自主性を尊重しつつ、効果的な連携・協働を行います。

#### (1) 民間団体など（文化団体、企業、大学など）

民間団体などの文化振興の取組は、本県の文化の発展に大きな役割を果たしています。

このことから、これまで地域文化を守り、支えてきた県民、行政にはないアイデア・ノウハウ・きめ細かなサービスを有する NPO、ボランティアや、独自の人的・財的資源などを持つ企業、メディア、大学など、それぞれの取組内容に応じて、効果的に連携・協働を行います。

また、文化団体、企業、大学、行政など多様な主体の連携・協働により、それぞれの枠を越えた交流や、事業の推進などにより、文化と経済の発展に寄与する「文化・経済フォーラム滋賀」に参画し、ともに滋賀の文化振興に努めます。

#### (2) 文化施設

文化ホール、美術館、博物館、図書館、公民館などの文化施設は、県民の皆さんの文化活動の場、また地域の人々の文化力を高める拠点として重要な役割を担っています。このことから、文化施設の一層の事業展開や活用、さらに誘客の促進に向けて有機的な連携・協働を目指します。

#### (3) 市町

市町は、それぞれの地域における文化を振興する重要な役割を担っており、県は県域における文化を振興する役割を担っています。このことから、それぞれの役割分担を図りつつ、市町と連携・協力して滋賀の文化振興に取り組みます。そのため、市町はそれぞれの地域におけるネットワークを活用して関係団体などと連携した取組を進めるとともに、県はそうした取組を支援し、県と市町との連絡調整を行う会議などの場を活用し、情報や意見交換を図り、研修を実施するなど、連携して推進できる体制を整えます。

#### (4) 国、他の地方公共団体など

滋賀の文化は県外の文化との交流の中で育まれてきたことから、今後とも文化庁、他の都道府県との情報や意見の交換などを通じて連携を行います。

また、関西広域連合や関西元気文化圏推進協議会、歴史街道推進協議会などの取組を通じて、近隣府県との情報や意見の交換などにより連携を進めるとともに、はなやか関西・文化戦略会議など、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化の発信強化などについても連携し、スケールメリットを活かした活動を進めます。

さらに、県や市町などが行う文化振興事業の実施に対して助成を行う団体などとの連携に努めます。

## 2. 県の体制

文化振興を行う多様な主体との連携・協働を図りながら、幅広い分野において横断的に文化行政に取り組む必要があることから、文化行政関係課長会議など関係部局間の緊密な連携体制を整えます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、市町や県内関係団体等との連携を密にするとともに、具体的な事業の検討・実施を進め、取組の拡大と情報発信強化を図ります。

## 3. 滋賀県文化審議会各部会の役割および今後の取組方向

文化振興は成果が現れるまで長い時間を要する場合が多く、中長期的な観点で取り組む必要があります。文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、重点施策の評価指標を基準として、目標の達成度や効果を定期的に検証し、評価することが必要です。

このことから、滋賀県文化審議会評価部会において、この基本方針に定めた施策の実施状況について評価するとともに、新たな評価指標について検討します。

併せて、県の文化振興に対する効果の調査研究や、事業実施に係る審査・提言機能についても検討を進めます。

また、これからの滋賀の文化を担う人材を育てることは、滋賀の文化の発展のために欠かすことのできないところであり、子どもや若手芸術家などの育成施策を効果的に展開するため、専門的に議論や検証を行うことが必要です。

このことから次世代育成部会において、施策へ提案・助言するとともに現場視察などを通じて、施策の効果や改善点を検証します。

#### **4. 財源の確保**

##### **(1) 財源の確保**

限られた財源の中、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成を通じて文化振興施策を推進していくとともに、滋賀の魅力ある文化振興に資する事業の推進を図ることを目的とする「滋賀県文化振興基金」（平成 23 年 4 月 1 日設置）の活用など、必要な財源の確保に努めます。

##### **(2) 民間資金の活用**

歴史的文化的資産の保存・活用に対する「マザーレイク滋賀応援寄附条例」に基づく寄附金の活用や、ネーミングライツ、クラウドファンディングなどにより、民間資金を広く活用し、施策展開に結びつけていきます。